

第三十一回 参議院内閣委員会会議録 第十号

昭和三十四年三月六日(金曜日)午後一時三十三分開会

委員の異動

本日委員若木地義三君及び増原惠吉君辞任につき、その補欠として吉江勝保君及び仲原善一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

松岡	平市君
山本	利壽君
千葉	信君
田村	文吉君

大谷藤之助君	木村篤太郎君
堀木	鎌三君
松村	秀逸君
吉江	勝保君
伊藤	顯道君
矢嶋	三義君
横川	正市君
八木	幸吉君

高崎達之助君	原田
高崎	久君

國務大臣	國務大臣
政府委員	政府委員
科学技術庁	長官官房
文部政務次官	文部大臣官房
総務参事官	文部省社会
文化財保護委員長	教育局長
河井	福田
齋藤	繁君

文化財保護委員会事務局長	岡田 孝平君
農林政務次官	高橋 衛君
農林大臣官房長	齋藤 誠君
水産厅長官	奥原日出男君

事務局側	常任委員
造林保護課長	若林 正武君

林野厅林政部長	戸嶋 芳雄君
造林保護課長	若林 正武君

説明員	杉田正三郎君
-----	--------

案及び水産厅設置法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。これより両案を一括して質疑に入ります。ただいま出席の方々は、高橋農林政務次官、齋藤官房長、和田文書課長、奥原水産厅長官、近藤漁政課長、日比野農地局総務課長、戸嶋林野厅林政部長、以上の方々が出席されております。御質疑のおありの方は、順次御発言を願ります。

○伊藤顕道君 政務次官に二、三お伺いしたいと思いますが、昨年の十月と記憶しておりますが、行政審議会が答申を出しておりますが、それを見ますと、最近行政事務の激増に伴つて、行政機構がだんだん複雑になり、拡大される傾向が強い。そういうことになると、結局国民の負担も増すという結果にならて、はなはだ遺憾である、そこ

でなるべく行政機構について簡素化すべきである、そういう意味の答申が出されておると思うのですが、こういうことに対してもどのようにお考えになりますか。

○政府委員(高橋衛君) 一般論といつたしまして、行政機構を簡素化すべきであるという点につきましては、私どもも全然同感でございます。しかしながら、それぞれの事業の内容をずっと検討して参りますると、経済情勢の変化に伴いまして、また、それぞれの必要からいたしまして、どうしても新しく機構を設置するといふうな必要が生ずる場合が相当ござりまするし、また、事業分量その他の点から申しまし

て、どうしても、たとえば農林省設置法の改正案においてお願いいたしておられますように、名古屋に今まで置きました建設事務所の仕事が相当仕事の内容として大きくなつて参りましたよ

うな関係もございまして、従つてむしろ局に昇格して、そうしてそこでもつて管理事務、または設計事務というのも同時に総合的に行うということの

方が、行政の事務能率をより向上させられるという結果を期待されますので、そ

ういう意味におきまして、形の上では

ある程度拡充になり、または複雑化するというふうに一見見えますが、要するに行政事務の能率化の上からいたしまして、事業内容の変遷に伴いまして、ある程度こうやって充実を要するという場合があるのはやむを得ないのではないかと、かよう考へておる次第でござります。

○伊藤顕道君 同じく行政審議会の答申の中に、新しい行政事務の処理について、既存の機構を改組活用によってこれを処理すべきである、そういう意味

の答申が少しくなされておるので、

今最初申し上げた行政機構の簡素化

かあるいはまた改組活用によって云々

の二項の点から照らして、従来もこの

面でできたものだから、わざわざ機構

を拡大してまでも林木育種場を作る必

要はないじゃないか、そういうふうに

考へるが、その点はどうですか。

○政府委員(高橋衛君) 御意見のよう

に、從来も林業試験場等において、こ

ういうふうな林木の育種の仕事を、あ

る程度は試験研究といふ立場において

実施しておったのでございますが、こ

れが一定の規模になりますると、やは

り相当の面積を要し、また相当の人を

要するというような関係からいたしま

して、やはり管理上別個の責任を持っ

た者がおりましてそれを管理し、そして本来の目的であるところの優秀なる林木を育成して配布する、こういう仕事を相当積極的にやるということが必要になって参ったと考えましたので、そしてこういうふうな別個の機関にするということの方が、より行政能率を発揮するゆえんであると、かよう考えまして、こういうふうに分離をすることにいたしました次第であります。しかしながら一方において、しかばら林業試験場の仕事をそれだけ減らしたうのであります。が、林業試験場の試験の今後に残された問題等を検討してみますと、まだまだ非常に至らん程度でございまして、これを削減するという必要であるところの新しい林木の育成にもっぱら力を注ぐということが、日本今日の過伐の状況、または森林資源の将来ということを考えまして、今日の急務であろうと、かよう考えまして、こういうふうな措置をとった次第でございます。

○伊藤顯道君 この法案の趣旨を見ますと、結局素質を改良して、生長量を高める、そして森林の資源の確保をはかる、これはまことにごもともなんですが、ただそれだけでは、なかなかに森林の資源の確保は期しがたいと思うのです。過伐を防ぐとか、その他のいろいろな方策を講じない限り、現在の森林資源の確保は期しがたいと思うのですけれども、この点についてどのようにお考えですか。

○政府委員(高橋衛君) ただいま伊藤委員の御指摘通り、新しく林木の育成種場を作つて優秀なる種苗を育成し、

配布するということだけでその目的が達成するものじゃありません。従つて政府といたしましては、従来からも行なつて参りましたところの、たとえば要になつて参つたと考えましたので、そしてこういうふうな別個の機関にするといふことの方があつて、より行政能率を発揮するゆえんであると、かよう考えまして、こういうふうに分離をすることにいたしました次第であります。しかしながら一方において、しかばら林業試験場の仕事をそれだけ減らしたことによって、かよう考えまして、こういうふうに分離をすることがあります。が、林業試験場の試験の今後に残された問題等を検討してみますと、まだ非常に至らん程度でございまして、これを削減するという必要であるところの新しい林木の育成にもっぱら力を注ぐということが、日本今日の過伐の状況、または森林資源の将来ということを考えまして、今日の急務であろうと、かよう考えまして、こういうふうな措置をとった次第でございます。

○伊藤顯道君 この法案の趣旨を見ますと、結局素質を改良して、生長量を高める、そして森林の資源の確保をはかる、これはまことにごもともなんですが、ただそれだけでは、なかなかに森林の資源の確保は期しがたいと思うのです。過伐を防ぐとか、その他のいろいろな方策を講じない限り、現在の森林資源の確保は期しがたいと思うのですけれども、この点についてどのようにお考えですか。

○政府委員(高橋衛君) 御指摘のよう

の経済のためにきわめて重要な問題でございます。かよくな見地から國有林と民有林と双方ございますが、國有林はその他森林の病虫害の防除をいたしまして、従来からも行なつて参りましたところの、たとえば要になつて参つたと考えましたので、そしてこういうふうな別個の機関にするといふことの方があつて、より行政能率を発揮するゆえんであると、かよう考えまして、こういうふうに分離をすることがあります。が、林業試験場の試験の今後に残された問題等を検討してみますと、まだ非常に至らん程度でございまして、これを削減するという必要であるところの新しい林木の育成にもっぱら力を注ぐということが、日本今日の過伐の状況、または森林資源の将来ということを考えまして、今日の急務であろうと、かよう考えまして、こういうふうな措置をとった次第でございます。

○伊藤顯道君 この法案の趣旨を見ますと、結局素質を改良して、生長量を高める、そして森林の資源の確保をはかる、これはまことにごもともなんですが、ただそれだけでは、なかなかに森林の資源の確保は期しがたいと思うのです。過伐を防ぐとか、その他のいろいろな方策を講じない限り、現在の森林資源の確保は期しがたいと思うのですけれども、この点についてどのようにお考えですか。

○政府委員(高橋衛君) ただいま伊藤委員の御指摘通り、新しく林木の育成種場を作つて優秀なる種苗を育成し、

配布するということだけではその目的が達成するものじゃありません。従つて政府といたしましては、従来からも行なつて参りましたところの、たとえば要になつて参つたと考えましたので、そしてこういうふうな別個の機関にするといふことの方があつて、より行政能率を発揮するゆえんであると、かよう考えまして、こういうふうに分離をすることがあります。が、林業試験場の試験の今後に残された問題等を検討してみますと、まだ非常に至らん程度でございまして、これを削減するという必要であるところの新しい林木の育成にもっぱら力を注ぐということが、日本今日の過伐の状況、または森林資源の将来ということを考えまして、今日の急務であろうと、かよう考えまして、こういうふうな措置をとった次第でございます。

○伊藤顯道君 この法案の趣旨を見ますと、結局素質を改良して、生長量を高める、そして森林の資源の確保をはかる、これはまことにごもともなんですが、ただそれだけでは、なかなかに森林の資源の確保は期しがたいと思うのです。過伐を防ぐとか、その他のいろいろな方策を講じない限り、現在の森林資源の確保は期しがたいと思うのですけれども、この点についてどのようにお考えですか。

○政府委員(高橋衛君) 御指摘のよう

の経済のためにきわめて重要な問題でございます。かよくな見地から國有林と民有林と双方ございますが、國有林はその他森林の病虫害の防除をいたしまして、従来からも行なつて参りましたところの、たとえば要になつて参つたと考えましたので、そしてこういうふうな別個の機関にするといふことの方があつて、より行政能率を発揮するゆえんであると、かよう考えまして、こういうふうに分離をすることがあります。が、林業試験場の試験の今後に残された問題等を検討してみますと、まだ非常に至らん程度でございまして、これを削減するという必要であるところの新しい林木の育成にもっぱら力を注ぐということが、日本今日の過伐の状況、または森林資源の将来ということを考えまして、今日の急務であろうと、かよう考えまして、こういうふうな措置をとった次第でございます。

○伊藤顯道君 この法案の趣旨を見ますと、結局素質を改良して、生長量を高める、そして森林の資源の確保をはかる、これはまことにごもともなんですが、ただそれだけでは、なかなかに森林の資源の確保は期しがたいと思うのです。過伐を防ぐとか、その他のいろいろな方策を講じない限り、現在の森林資源の確保は期しがたいと思うのですけれども、この点についてどのようにお考えですか。

○政府委員(高橋衛君) ただいま伊藤委員の御指摘通り、新しく林木の育成種場を作つて優秀なる種苗を育成し、

配布するということだけではその目的が達成するものじゃありません。従つて政府といたしましては、従来からも行なつて参りましたところの、たとえば要になつて参つたと考えましたので、そしてこういうふうな別個の機関にするといふことの方があつて、より行政能率を発揮するゆえんであると、かよう考えまして、こういうふうに分離をすることがあります。が、林業試験場の試験の今後に残された問題等を検討してみますと、まだ非常に至らん程度でございまして、これを削減するという必要であるところの新しい林木の育成にもっぱら力を注ぐということが、日本今日の過伐の状況、または森林資源の将来ということを考えまして、今日の急務であろうと、かよう考えまして、こういうふうな措置をとった次第でございます。

○伊藤顯道君 この法案の趣旨を見ますと、結局素質を改良して、生長量を高める、そして森林の資源の確保をはかる、これはまことにごもともなんですが、ただそれだけでは、なかなかに森林の資源の確保は期しがたいと思うのです。過伐を防ぐとか、その他のいろいろな方策を講じない限り、現在の森林資源の確保は期しがたいと思うのですけれども、この点についてどのようにお考えですか。

○政府委員(高橋衛君) 御指摘のよう

金融に切りかえて、そうしてこれらの資金につきましては、特別に一般会計から公庫に出資して融資の資金に充てるというような方法も講ずることにいたしました。農林省としては今言つたような方法で造林を今後とも進めていく。なお一面におきましては、先ほど政務次官からお話をありましたように、できるだけ里山の過伐を押えて、奥地林の開発に努めたいといふことで、本年度におきましては、林道の拡充を從来と同様に拡充強化するほかに、特に国有林と民有林と相關連するような地域におきましてこれを国有林、民有林、林道、一貫して行うよな組織を考え、森林開発公団に委託してこれを林野の特別会計の負担で実行するということにいたしたいということで、今国会におきましてもその関係法案を提案いたしましたのであります。が、かような奥地林の開発についての林道網の拡充というようなことも考えている次第であります。

そこで、今度におきましては、林道の拡充を從来と同様に拡充強化するば、ますますその差は大きくなると思ふのですがね。そこで、今御説明のように対策は、従来も考えられて、今後もさらに拡充強化していく、という御趣旨であったわけですから、尋常一様の方策では、なかなかこの難関は切り抜けられぬと思うのですね。よほど抜本的な方策を立てない限り、計画を立ててもなかなか実現しがたいと思ふのですけれども、こういう点について、政務次官としてどのようにお考えですか。

○政府委員(高橋衛君) 先ほど官房長からもお答え申し上げましたように、森林の生長量が大体年五千万立米、それに対しまして伐採量が七千五百万立米という、実に大体二千五百万立米の過伐になつておるような現状にある次第でございまして、その点私ども非常に心配しております。従つて、これに対する対策として、木材の総合的な合理化ということに立ちまして進めておるような次第であります。

○伊藤顕道君 だいぶ具体的になつてきましたわけですが、問題は需要供給のバランスの問題だと思うのです。そういうことに対しても、供給需要供給のバランスがどうしてもとれども、御承知のように、供給需要供給のバランスの問題だと思うのです。そういうことに対しても、逆に供給である森林資源については、敗戦で国土を三分の一失つた、特に樺太を失った

と、ということは非常に痛い点だと思うのです。そういうことで、需要は倍には進めいく。なお一面におきましては、先ほど政務次官からお話をありましたように、できるだけ里山の過伐を押えて、奥地林の開発に努めたいといふことで、本年度におきましては、林道の拡充を従来と同様に拡充強化する

ように、造林地の面積はまだ非常に少いという現状でございますので、何とかして生長の早いところの優良な種苗を配布いたしまして、そして造林事業を急速に進めていかたい、そして何とば、ますますその差は大きくなると思ふのですがね。そこで、今御説明のように対策は、従来も考えられて、今後もさら拡充強化していく、という御

○伊藤顕道君 ここに問題なのは、現在の蓄積が、これは単位がいろいろ出合は立方メートルで、十八億立方メートル、そのうちで十一億立方メートルが未開発の奥地に含まれておるのであります。そこに問題があるうと思うのですね。先ほど触れた林道などの策も不十分だし、ほとんど大部分のものが奥地の未開発地帯にあるということ、これは非常に今後問題点であろうと思うのですが、そこで、こういうことに対しても、先ほど林道の拡充開発強化とかいうことが言われておるわけですから、それはよほどしっかりした方策を立てないと、このままではその品種によつても樹齢といふものが違います。しかも、これはよほどしつかりした方策を立てないと、このままではその品種によつても手をつけないままみんな枯れてしまうわけですね。一方では木がなくて困つておる、そういう事態なのに、一方において消費の節約を必要とするのでございますが、それらのことをおきましてはね上っているのじやないですか。そういうことに対しても、逆に供給である森林資源については、敗戦で国土を三分の一失つた、特に樺太を失つた

ように、造林地の面積はまだ非常に少ないという現状でございますので、何とかして生長の早いところの優良な種苗を配布いたしまして、そして造林事業を急速に進めていかたい、そして何とかして近い将来において漸次この需要を立ててもなかなか実現しがたいと思ふのですけれども、こういう点について、政務次官としてどのようにお考えですか。

○伊藤顕道君 ここに問題なのは、現在の蓄積が、これは単位がいろいろ出合は立方メートルで、十八億立方メートル、そのうちで十一億立方メートルが未開発の奥地に含まれておるのであります。そこに問題があるうと思うのですね。先ほど触れた林道などの策も不十分だし、ほとんど大部分のものが奥地の未開発地帯にあるということ、これは非常に今後問題点であろうと思うのですが、そこで、こういうことに対しても、先ほど林道の拡充開発強化とかいうことが言われておるわけですから、それはよほどしっかりした方策を立てないと、このままではその品種によつても手をつけないままみんな枯れてしまうわけですね。一方では木がなくて困つておる、そういう事態なのに、一方において消費の節約を必要とするのでございま

す。しかし、将来的問題といたしましては、先ほどお答え申し上げました通り、木材を切り出すということが、やはり治山治水の全体の計画と密接な関連があるわけですね。この点でどういふふうに考えておるか。

○伊藤顕道君 奥地になかなか手が届かないのでは、里に近い個所で、なるべく近いところから生長量の三倍もの過伐が行われておる。そういうことがひいては治山治水にも関係し、国土保全の立場から憂うべき事態となる面が出ています。治山治水にも関係し、国土保全の立場から憂うべき事態となる面が出ます。そこまで未利用のまま捨てておかれたところの奥地の木材を切り出すという

○伊藤顕道君 今までの問題を大体大いに御審議を願つておるような次第であります。いま森林開発公団法の改正を実は今国会で御審議を願つておるようになります。そこで、この問題を解決するためには、まず第一に今まで未利用のまま捨てておかれたところの奥地の木材を切り出すという

○伊藤顕道君 今までの問題を大体大いに御審議を願つておるようになります。そこで、この問題を解決するためには、まず第一に今まで未利用のまま捨てておかれたところの奥地の木材を切り出すという

○伊藤顕道君 今までの問題を大体大いに御審議を願つておるようになります。そこで、この問題を解決するためには、まず第一に今まで未利用のまま捨てておかれたところの奥地の木材を切り出すという

○伊藤顕道君 今までの問題を大体大いに御審議を願つておるようになります。そこで、この問題を解決するためには、まず第一に今まで未利用のまま捨てておかれたところの奥地の木材を切り出すという

れていない、ということは、はなはだ不^成績のわけですが、これはやはり林野^事
序の責任だと思うのですが、せっかく
計画立つても、わずか三八%くらいし
か実施されていない、ということは大へ
ん遺憾なことだと思いますが、この
点はどういう事情になつておるのです
る。

八%しか実施できなかつたということは、六二%は全然残されてしまつた、そういう計算になると思うのです。これはまことにこういう政策上まずいと思うのです。せつかく予算を取つて計畫しても、こういうような大量、大部分のものが残されてしまう、こういうことでは、なかなか先ほど来いろいろ御答弁なさつておるような施策が表面は出ておりますけれども、實際に当つてみると、それぞれりつぱんこおつしや

○伊藤顯道君 こういうような状態での達成率は、これは國有林は四九・七で約五〇%、民有林が二六%、平均して約三〇%ぐらいになるわけでござります。大体食糧農地の開発関係、あるいは造林の関係、あるいは漁港関係等の准拠率ともあわせて達観いたしますと、大体三割台のところで全体の達成率、准拠率を示しておるのでござります。今後三十五年、三十六年、三十七年とございますが、今後とも同じような率で伸ばしていくまでは、三十七年には一応目標を達成するようなこともできるという見通しのもとに現在考えておる次第でござります。

○伊藤顯道君 いろいろ開発のおくれがあるわけですが、御説明によつても民有林の方がだいぶおくれておるわけですが、これはいろいろと民有林の場合は条件も悪いので一応うなづけますけれども、やはり全体として考えた場合、民有林の開発ということも非常に大事だと思うのですが、この民有林の開発について特に当面どのような政策をとつておられるのですか。

○政府委員(高橋衛君) 民有林の開発の問題につきましては、もっぱら造林をどうしてどんどんやらせるかという点に至難があるかと思うのですが、こ

きましては、国有林に買い上げまして、国有林の事業としてそこに造林をしていくくといふようなことを、十分実行しているような次第でござります。

○伊藤頭道君 先ほど林道のことについてお伺いしたわけですが、そういうふうに民有林・また国有林の開発について一つの重要な役割をするのは林道の開設である、しかも、現在大よそ十二万キロメートル、こういう膨大な林道の開設が要望され、必要視されている。そこで林野庁としては、国有林については六十五年度まで、民有林については五十年度までに完成するという一応の計画を立てておられるようですが、これはその通りであるかどうかということと、もしそうだとすると、昭和三十四年の現在から見て、六十五年というと、ずいぶん気の長い計画のようなんですが、もちろん森林のことで

費以外に林道事業を進めていく一つの手段といったとして、国有林野事業の特別会計の費用をこれに投じて、そうして民有林と國有林野事業で必要な林道と相関連する、関連林道と私の方は称しておりますが、そういう仕事を本年、昭和三十四年度から始めようといふので、公團法の改正も今国会にお願いをしたようなわけでござります。従つてそれによりまして從来の速度を幾分でも早めたい、そういう考え方でございます。

○伊藤謹道君 重ねてお伺いいたしまが、せっかく計画立つて六割か七割しかできなかつたということであるならば、いろいろ事情によつてさもあるらんといふ場合もあり得ると思うのですけれども、せっかくこの計画が立つて、さて七年計画で実績を見たら三

あげるなりそういうことが必要であることは御指摘通りでござります。農林省としても從来とも予算なり、あるいは金融の資金の面におきまして努力いたしておりますところでございますが、私の方の一応の考え方といたしまして、御承知のように長期経済五ヵ年計画があるわけでござります。その計画目標に沿つて年々の予算を要求いたしておりますのでございますが、三十七年までの一応の長期計画の目標について現在までの、三十四年度までの予算を含めましての進捗状況を申し上げますと、全体の目標といたしまして計画いたしておる、林野庁——農林省として計画しておるものでござりますが、林道の目標といたしまして三十七年に三万三千六百四十七キロを目標といたしておるのでございますが、三十四年度ま

間違いないとするならば、こういう実情であるとするならば、これは先ほどから申し上げておるよう、よほど計画だけでなしに計画を着実に相当な熱意でどんどん具体的に進めていかないと憂うべき事態となるうと思うのです。こういう点はどうですか、それの見通しについて何か採算がございますか。

ど官房長からも御説明申し上げました
が、公有林並びに森林組合の行うところの造林につきましては、今まで五年
据置で十五年の年賦償還であったところの造林融資を今回新しく二十年据置
で、その後十年の年賦償還、合計三十
年の長期の金融を、造林融資をするこ
とにいたしまして、從来市町村財政等
が、なかなか新しく造林をするような
余裕がないためにできなかつたことに
よりまして荒廃しておるところの公有
林、並びにさらに森林組合の事業とし
て行うようなものにつきまして、積極
的に造林を推進するということにいた
しておるのでござります。なおそのほ
かに、民有林の中で相当まとまつた土
地であり、しかも民有林ではなかなか
造林しがたいという部分につきまして
は、それが適当な土地である場合にお

二万キロメートルの施設については、もつと年度を短縮できないものですか。最大限もう少し予算を大幅にして、いろいろな条件をつけたり、もう少しあ短縮できるのじやないか。すいぶん先の話のようだ。計画としては百年の計を立てる必要がありますけれども、この十二万キロメートル、この程度の林道の開設については、年数が長くかかり過ぎるようだ。その点についてお伺いしたいと思います。

○説明員（戸嶋芳雄君）　おっしゃるようだ。民有林で七万五千キロ、大体合せて十一万九千キロに相なっておりまます。これを国有林の林道につきまして

%、そうして現在未開発の地域になつておるものについて三七%というような割合になるわけでござります。

きましては、国有林に買い上げまして、国有林の事業としてそこに造林をしていくというようなことも、十分実行しているような次第でござります。

ましては昭和五十年度までに開設する計画を立てております。国有林の林道につきましては、御承知のように国有でやるか、あるいは森林開発公団の林道でやるか、あるいは融資林道でやるか、あるいは自力でやるかということに相なります。で、その中で特に幹線の林道は大体五千キロ余りあります。そうしてその路線が九百七十本、所要経費が三百三十二億ということに相なっておりまして、昭和三十三年度、三十四年度の予算の実績から見て参りますと、一年間の実施の実績は大体四百キロ、二十三億程度のものが行われておりますとして、この調子で参りますならば、幹線林道は大体十三年で完成する、こういうような見込みを持っております。

ては、任務が終了し、また近く終了するので廢止を適當とするもの、その中に評価審議会というものがあるのですね、それと、なるべくすみやかに任務を完了して廢止するを適當とするもの、その中に五つほど入っておるのでありますけれども、この審議会等が。これは冒頭申し上げたように、行政審議会の簡素化とか、あるいは活用、こういうような面については政務次官としても、先ほど趣旨は非常に賛成だとして、この御答弁があつたわけです。そう、う前からすると、こういうふうに典林省には特にこういうふうな行政審議会からの答申がはつきり出ておるわけですから、また考るだけではなくどうするのか。答申がはつきり出ておるわけですから、まず任務を終了して廢止を適當とするもの、評価審議会、これについてはどうお考えですか。

も中筋の法典に相違ない。この御議論は、まさにそのうちの海岸砂地に関する法律でござりますが、これらはおきましては、実は期限を三十七年の三月三十一日まで延長することとの法律の改正案を今国会にお願いをいたしておりますのでござりますが、御承知のように一方、農林漁業基本問題調査会の設置を来年度において計画いたしました御審議をお願いいたしておる次第でござります。この農林漁業基本問題調査会の考え方の線に沿つて、一応この時限法律につきましても、三十七年三月三十一日まで期限をすと延ばしておきまして、その際に一括して問題を考えていきたい、かように考えておる次第ですが、もちろんこの中におきましても、事実上それまで必要なくなつたというようなものがでてきて参りますれば、その際にはそれまで待つことなく十分に検討していただきたい、かように考えております。

○伊藤謹道君 私のお伺いしておるのは、行政審議会の答申のうちで、いろいろ膨大なものがあるわけですねけれども、そのうちで審議会等の整理についての答申があるわけですね。その答申の中に農林省の方がほつきり五つ含まれておるわけです。これはまだ答申を政務次官はごらんになつていなければ、ですか。ごらんになつていなければ、

これは私は読んでゐるところ非常に時間がかかるので、一つ一つ読まなくては、その趣旨そのものは、なるべくすみやかに任務を終了して、近い将来にこれを廃止することを適当と認める。どうするのかということをお尋ねしておるわけです。

○政府委員(高橋衛君) ただいまお答申申し上げました通り、御指摘になりました五つの審議会は、いずれも地域立法でございまして、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法、混田单作地域農業改良促進法、畑地農業改良促進法、海岸砂地地帯農業振興臨時措置法、急傾斜地帶農業振興臨時措置法の五つでございまして、それらはいずれも先ほど申します通り時間法に相なっておるのでございます。年限を切つて議員立法によって制定された法律でございまして、申した次第でございますが、先ほど申します通り、米年度から農林漁業の基本問題について、抜本的と申しますか、基本的な方向について検討いたしたいという趣旨から、農林漁業基本問題調査会を設置することにいたしましたので、それに見合いまして、大きな方向をきめます際に、同時にこういうべき姿にもつていただきたい、かように考えておる次第でございます。

いのは、終戦後林野行政の計画的統計的な一つの目標というものを持って遂次年次計画で遂行されてきております。年間のそれそれ実績、それから計画との隻数、これらの統計資料は年々お持ちになつていらっしゃるでしょうか。

○説明員（戸嶋芳雄君） まず林道事業について申し上げます。林道事業では昭和二十八年に、……それでは今手持ちに資料がございませんので、林道事業それから造林事業、治山事業についてのおのおの実績と計画とについての資料を後ほど提出することにいたしました。

○横川正市君 それともう一つは、今もお持ちなければ、それと同時に出していただきたいと思うのですが、国営林で植林したものとそれから原始林とに分けて、原始林は逐次これを倒伐するわけですが、大体どのくらいの計画でこれを植林と入れかえていくとされているのか、その点も一つ出していただきたい。

○説明員（戸嶋芳雄君） 承知いたしました。

○横川正市君 それで、今の問題は資料が出てきてからお伺いいたしたいと思うのですが、もう一つは、国営林を持つております地方の近接する周辺に居住する居住者とそれから国営林を持つております地区的行政との関係なんありますが、これは普通ならば、利便が供給されておるようであります。山間僻地へ参りますと、たとえば、冬季における薪炭の扱い下げ問題とか、それからもう一つは、林道等で交通機関を間接的に供給するとか、いろいろな利便が供給されておるようであります。が、こういった問題について具体的な

○横川正市君 それでは常勤雇用と、そういう要求が出るとかというような場合等においては、ある場合にはそぞういう要望に沿えないということはござりますけれども、計画を立てる際には、できるだけそういう点を考慮したい、こう考えます。

それから定期雇用ですか、この二つの関係は、雇用上の契約でどこが違つておるのでしょうか。常勤雇用と定期雇

用との関係ですね。

のですが、農閑期を利用して、その一定の時期に、六ヵ月以上継続して勤め、毎年そうやっていつも農閑期の時期に出て来る、こういう形態の雇用になつておるのが定期作業員でございます。それから常用作業員は一年ぶつ統けで勤務をいたす、こういうのが常用作業員であります。

○横川正市君 紿与上の差と、それから作業上の差についてはどうなんですか。

○説明員(戸嶋芳雄君) これはしかく

業員はこういうものに過ぎるという、
明確なる区分はございません。しかし
概して事業の性質から申しまして、定期
作業員は季節的なる、何と申します
か、労務者でありますので、大体造林
事業等に非常に多いのでございます。
○横川正市君 今の点はまた別の機会
に委員会でいろいろ審議したいと思
いますが、先ほどの伊藤委員の質問とも
ちょっと関連いたしましたが、国内で、
この木材資源の需要に伴つて供給する

率と、それから需要をまかないきれなくて、現在はたしか南方からだいぶ木材資源を輸入をいたしておるようあります。その関係を、数量その他でありますから、その他の地域、こういうことになっております。

○横川正市君　まあ、年々国内で産する木材資源が、その数を減少していくおるわけなんですが、当面この植林をしながら需要に間に合せていくのに、これは現在の植林では追いつかないと、こういうような状況も見受けられて、年々この海外からの輸入があえてくるという状況ではないかというよろしくなつてくる。それと同時に、この木材資源が、だんだん非常に交通の不便な地域に求めなければならぬに、この木の輸送貨であるとか、それから人夫貨であるとか、そういったものがかかるといふような状態で売買をされて、それが輪送貨、それから人夫貨その他を計算をして価格というものがきまるような状態で、それが南方から入つてくるものとの価格差で、実際には国内資源を使うよりか南方から入つてくる資源を使つた方がいいというような状況とか、こういったことは現在の木材の需要供給の関係で出てきているのか、きていないのか、あなたの方ではどう把握されているのか、その点を一つ数字

しております大部份は、フィリピンのラワン材でございます。大体九百万石程度でございます。あと百萬石程度が

○横川正市君 その他の地域、こういうことになつて
る木材資源が、その數を減少していく
おります。

おるわけなんですが、當面この植林をしながら需要に間に合いくつには、これは現在の植林では追いかねないと、こういうような状況も見受けられて、年々この海外からの輸入がふえてくるという状況ではないかというようにもうわけなんですが、それと同時に、この木材資源が、だんだん非常に交通の不便な地域に求めなければならなくなつてくる。それと同時に、この倫理感であるとか、それから人夫まで

前記の如きであるとたゞそれなりの所であるとか、そういったものがかかるんで、山ではほんと云うての黄、ぶ

で山ではほとんど木と木をしての倒しがないような状態で売買をされて、それが輪送貨、それから人夫賃その他を計算をして価格というものがきまるような状態で、それが南方から入ってくるものとの価格差で、実際上は国内資源を使うよりか南方から入ってくる資源を使つた方がいいというような状況とか、こういったことは現在の木材の需要供給の関係で出てきているのか、きていないのか、あなたの方ではどう把握されているのか、その点を一つ数字

○説明員（戸嶋芳雄君） 今の大体輸入の大部分はフィリピンでござりますが、フィリピンは御承知のように、最近非常に合板事業が興って参りました。従つておそらくここ数年のうちに、だんだんフィリピン材を輸入に待つということは困難になつてくるんじゃないかな、こういう傾向でござります。従いましてわれわれとしては、今まで通りのような輸入はどうていぢめない。そこでやはり国内の生産を高める方がよりいいし、特に木材のような運賃その他が非常に高いものは、できるだけ輸入に待たないで国内の生産でやる、そこで先ほどからも出ておるよう、さしあたっては奥地の開発をやるということが一番急務であるし、実際に合うんじゃないかな、そのためには林道事業に對して相当の力を入れる必要がある、こう私どもは考えております。

は、だんだんフィリピン材を輸入に待つということは困難になってくるんじゃないかな、こういう傾向でございま

す。従いましてわれわれとしては、今まで通りのような輸入はどうい望めない。そこでやはり国内の生産を高める方がよりいいし、特に木材のような

運賃その他が非常に高いものは、できるだけ輸入に待たないで国内の生産でやる、そこで先ほどからも出ておるよう、さしあたっては奥地の開発をやるということが一番急務であるし、実際に合らんじやないか、そのためには林道事業に対して相当の力を入れる必要がある、こう私どもは考えております。

ささらに質問したいと思うのであります
が、もう一つは、北海道のみの原治

林の状況をずっと見ておりますと、それ腐って立ち枯れしていく状況と、それからそれを促進しているのは、何といいますか、名前は忘れましたが、木についているコケが相当広範に木を痛めている。それに対してほとんど保林の態勢というものは全然とられないで、そのまま投げやりにされているというような状況がずいぶんあるようなんですが、結構原始林の場合には、相当人工的にいろいろなこういう木を痛める、ちょっと私は専門家じゃない

からわかりませんが、状況を順遂してやる人工的な手段というものが必要なんではないか。そういうことから非常に大切な資源が相当腐っていってしまっているという状況が見受けられるのであります。ですが、それらに對してほとんど手をつけておらないのじゃないかと見られるのですが、林野庁では實際上手をつけておられるのか、それとも手をつけようにもつけられない状況なのか、相當まあ奥地に行きますとひどい被害があるようなんですねけれども、この点についてどうされているか、もし何らかの手段をやっておられるのでしたら、その内容についてお知らせいただきたいと思います。

○説明員（戸嶋芳雄君） 今のはサルヲガセの問題だと思いますが、北海道の原始林には多いと思います。これは日本試験場で研究はいたしておりますけれども、なかなか実際にそれを防除するという手段を見つけるまでには至っておりません。従って今の現状では、まあ放置した状態になってしまっています。とは、はなはだ遺憾であります。もう少し研究の成果を待ちたいと、こう考えております。

○横川正市君 それからもう一つは、木材資源を活用して、たとえば王子製紙と同じような工場が最近北海道にあちこち出るわけなんですが、この工場で一年ごとにふしていく木材資源の方があまり進んでおらないのじゃないかと思われるのでありますけれども、これはまあ外国から木材資源を輸入して、ある程度、その工場の運転に差し

つかえない程度の資源を確保できると
きならばいいのでありますけれども、
その地方の木材だけを利用して大きな
工場が立っていく場合、実際上この資
源といふものを確保することは、これ
は非常に大切なことだと思うのであり
ますが、その点で林野厅では、工場が
設立される、それから木材資源を供給
してやる、それから事實上そのあとへ
植林をしていく、そんな関係では、実
際上は将来あまり問題でなく、大体ま
あつじつまが合っていくのかどうか、そ
の点どうなつていらっしゃるでしょ
うか。

して幹だけにしてしまう、その幹に大きくなるですか、うろを作つていつてしまつて、最後には枯らしてしまつというような状態になつてゐる。コケですかね、コケのことをいうのですか。
○説明員（戸嶋芳雄君） 一種のコケですが、要するに寄生草といいますか、そこであればまだ試験の結果がはつきりしないのですが、非常に木が弱つたものにつくという考え方と、強い非常に元気な木でもやはりあれがつく、そして弱るというので、その辺がまだはつきりしないのです。従つてたとえば木の弱つたやつにつくということならまだ被害も少いのですが、強い木でもあれに侵されると、いろいろ対策が必要である、こう考えております。

で、要求のありました統計上の資料等については、次回の委員会でなければ間に合いませんか。

○説明員(戸嶋芳雄君) 今出しまし
た。

○理事(千葉信君) ちょっとと説明して
くれますか。

○説明員(若林正武君) まず最初に道
林について申し上げます。昭和二十八
年度三十八万三千町歩、二十九年度四
十三万六千町歩、三十年度三十九万八
千町歩、三十一年度三十七万一千町
歩、三十二年度三十六万八千町歩、三
十三年度以降五ヵ年計画につきまして
は、合計いたしまして二百二十四万方
千町歩、国有林、民有林の内訳につきま
しては、お手元に差し上げました資
料でごらんを願います。

次に林道につきまして申し上げま
す。昭和二十八年度三千八百八十六キロ
メ、二十九年度二千七百三十四キロ、
三十年度二千九十九キロ、三十一年度
二千八百八十二キロ、三十二年度二千三
百八十二キロ、これが実績でございま
す。昭和三十三年度以降五ヵ年計画に
おきましては三万四千八百十キロ、年
平均六千九百キロということに相なつて
ております。

それから治山でございまが、昭和
二十八年度三万五千三百六十六町歩、
二十九年度三万六千三百八十八町歩、三
三十年度四万二千八百八十九町歩、三
十一年度三万三千七百八十八町歩、三
十二年度三万五千三百六十六町歩、以上
実績でござります。三十三年度以降五
ヵ年計画におきましては、二十六万四
千三百七十三町歩、年平均五万三千町
歩、以上でござります。

○横川正市君 この林道の三十三年

○説明員(若林正武君) 実施は三十三年度、三十四年度は、大体もうこれは実施計画終ったわけですね。林道のことの実施計画は三千四年度になるわけですね。

○横川正市君 二年目に入るわけですか。

○説明員(若林正武君) さようですが、

○横川正市君 二年目の計画は、もう二年目に入るわけですか。

○説明員(若林正武君) ことは五ヵ年計画の大体予算要求をしたときにはてきておられますか。

○説明員(若林正武君) これはでてきております。

○横川正市君 その資料を出していただきたい。三十四年度の予算要求をしてしまった資料を、あとから出していただきたい。

○説明員(若林正武君) 予算要求の資料でござりますか。……後ほどお届けいたします。

○八木幸吉君 農林省設置法の一部を改正する法律案について、簡単に二点お伺いいたしたいと思います。まず、政務次官に伺うのですが、毎年少しづついろいろな機構の増大の法律案が出て参るわけなんですが、それでも、一体森林省全体として、機構の合理化について真剣にお考えになつたことがあるかどうか。かような増大案をお出しにならるときに、先ほども伊藤委員等から審議会制度の問題が出ておりましたが、減らす方もあるわせてお考えになつていらうか。かどうかといふ、ごく基本的な問題なんですが、まず最初に伺つておきたいと思います。

○政府委員(高橋衛君) 先ほど伊藤委員

員の御質問に対しましてお答えいたしました通り、今回の機構の改正におきましても、人員の面におきましても、本省関係じゅなしに国民年金関係の方面に振り向けるという形で減員した次第であります。その他は省内においては漁港漁業基本問題調査会の職員であるとか、農地事務局の新設の職員であるとかいふよるものの振りかえによつて、それぞれ漁港漁業基本問題調査会の職員であるとか、農地事務局の新設の職員であるとかいふよるものの配置転換をいたしました。それと並んで、農林漁業基本問題調査会の職員であるとか、農地事務局の新設の職員であるとかいふよるものの配置転換をいたしました。それと併じますけれども、機構改正といふことは、えてして小さくいじりますと、かえつて混乱を来たしまして、その間能率の減退を来たすということを考えられますので、抜本的な改正といふような問題につきましては、また政府全体としての機会に譲ることにいたしました。今回はとりあえず当面どんと正をしていました。そうして行政事業局の独立でありますとか、その他の改正をいたしました。そうして行政事業局の能率化をはかるうといたしました処理がござります。

○政府委員(齋藤誠君) 御承知の通り、農地事務局関係の定員は現在四千三百五名に相なっております。それから本省の農地局は五百十名というものが現在の定員でございます。農地事務局の四千三百五名につきましては、現在農地事務局が六局ございまして、そのほか名古屋には今回御審議願つております名古屋農地事務局の実は母体になります名古屋農地建設事務所がござります。この建設事務所が実は三重県、それから愛知県、岐阜県にわたる建設事業の所轄をいたしておりますのでございまして、これらに従事しておる職員が現在四百十名配属されております。農地事務局全体の定員が四千三百名でございますが、これらの人員につきましては、毎年各事務局管内の事業分量等を参考いたしまして、そうして人員の事務局間の配置を見たのでございますが、すでに実際上は名古屋建設事務所に約四百十名が配置されておりますので、今後これらの建設事業のほかに、農地事務局となりますことによりまして、計画の業務、あるいは農地管理の業務もつける必要がありますので、事務局全體の定員としては新たに五名のこのたびの増員としては新たに五名のこのたびの増員を見たのでございますが、すでに実際上は名古屋農地事務局としては、定員が四千三百名でございまして、これらの人員につきましては、毎年各事務局管内の事業分量等を参考いたしまして、そうして人員の事務局間の配置を見たのでございまして、これらに従事しておる職員が現在四百十名配属されております。農地事務局全体の定員が四千三百五名に相なっております。

○政府委員(齋藤誠君) 三十三年度の定員配分でございますが、仙台が九百六十六名、東京が六百六十九名、熊本が五百二十七名、京都が七百六十五名、うち名古屋の建設事務所の現在員が四百十一名、岡山が五百五十六名、熊本が八百二十二名、事務局全体として一千三百五名。こういうことになつておられます。

○八木幸吉君 今のことを伺いますと、京都の七百六十五名が約四百名減つてあとが三百六、七十名になるわけですが、仙台は九百六十六名おつて、これをまた将来分けるというふうなことはもうすでにお考えになつておるので、仙台はあくまでもこの通りでおやりになりますか。

○政府委員(齋藤誠君) 先ほど申し上げましたように、新しく名古屋に事務局ができますと、四百十一名を大体五百名程度に増員したいと考えておりますが、この事務局なり、あるいは本省の定員の中から人員配置をいたす考え方でございまして、大体今のと

ころ五百名近くは農地事務局の方に配置することになるよう預定いたしました。

○八木幸吉君 私、今、定員の数を申し上げましたのは、三十三年度の行政

約千八百人ばかり農地事務局の人数があふえておるわけあります。そこまで人くらいになるだろう、こういうお話を

いますか。

○政府委員(齋藤誠君) 事務局の定員の配分につきましては、先ほど申し上げましたように、事業分量に応じて配

分する、その際のいろいろな基準といふたしまして、たとえばその管内の直轄事業費の割合がどうなつておるか、あ

るいは補助事業でやる事業の調査費がどうなつておるか、あるいは直轄調査費の割合がどうなつておるか、それぞ

れの事業についての一応の基準を設けます。それで配分いたしておりますので、現在、先ほど申し上げました各事務局の定員は、その事業分量の基準

に応じて配分いたしておるのでござります。従つて、事業分量の移動によりまして、事務局管内の定員の配置といふものは異動があると、かのように御了承願いたいと思います。

○八木幸吉君 私の伺うのは、この京都から名古屋に四百名あまり出るでしょ、あとが三百名あまりになる。

○政府委員(齋藤誠君) この三百人あまりが一つの管理単位であるとともに、仙台の約九百六十六人

が一つの管理単位であるということがあります。そのままに連絡するといふふうなことがあります。そういうふうなことがあります。そういうふうなことを考へましたりして、そういう連絡便

がござります。そういうふうなことを考へましたりして、その面から事務局設置の要望も相当地

点から必要であるのでございまして、

○政府委員(高橋義君) ただいま八木委員の御指摘通り、原則として競争入札にすることが望ましいと思いま

るに分けるという考えは、現在のこと

も持つておりません。

○政府委員(齋藤誠君) さよまでござります。

○八木幸吉君 委員長に伺いますが、

今横川さんから相当資料の要求がございましたが、きょう質疑を終了して採決にお入りになりますか、またはこの次までお延べになりますか、その関係

で質疑を次に延ばしたいと思います。

○理事(千葉信君)すぐ持つてくると

いうお考えのようですから……じゃ

京都は七百六十五人じや多過ぎるから三つに分けるのだ、ちょっと納得がい

かないのですがね、いかがでしよう。

○政府委員(齋藤誠君) 今回名古屋に

農地事務局を設けましたのは、その管

内におきますところの三重県、愛知

県、岐阜県におきますところの農地事

務局の事業分量が、たとえば国の直轄

事業でいきますと全体の一七%、約二

〇八木幸吉君 それではなるべく伺つたことに対しても私も簡単に伺いますか

○八木幸吉君 お答え願います。

○政府委員(高橋義君) お答え願います。

○八木幸吉君 そこで政務次官に伺う

のですが、随意契約が非常に多いこと

が、汚職の原因になるといって、しばしば問題になるわけなのですが、これ

はひとり農林関係だけではございませんけれども、一般入札、大体どのくらい

の割合になつていますか。

○八木幸吉君 木村の払い下げの形式は随意契約、

指名契約、一般入札、大体どのくらい

の割合になつていますか。

○説明員(戸嶋芳雄君) ちよつとはつ

きりした数字を持ち合せませんけれども、大体随意契約が六割くらいだと承知いたしております。あとが指名競争

人札でございます。

○八木幸吉君 そこで政務次官に伺う

のですが、随意契約が非常に多いこと

が、汚職の原因になるといって、しば

しば問題になるわけなのですが、これ

はひとり農林関係だけではございませんけれども、一般入札なり、少くとも

指名入札ですか、これにもう少し割合

をかけるような御配慮はおありにならないかどうか。それを少くするには

一体どうしたらいいかというふうなことをお考えになつたことはござります

けれども、仙台の管轄区域をさ

す。しかしながら、先ほど来他の委員の御質疑にお答えいたしました際に御説明申し上げました通り、国有林は地元の山村との関連において、たとえば共有林であるとか、その他密接不離の関係にある場合が非常に多いような事情にございまして、そのために、場合によりまして非常に遠隔なもののが入札を落して、そうして従来の設備なりその他のが全部利用できないというふうな観点から、漸次競争入札の方向に移して起すようなことがありますけれども、なおそういうふうな特殊な地元との関係におきまして、随意契約の部分が残っております。かようになつております。

○八木幸吉君 次に、林木の育種場について伺いますが、現在試験場が全国に相当あるのはなんありますが、試験場の分場やそれから支場に合せてどうぞ設置するということについては何とか支障がござりますか。

○説明員(戸嶋芳雄君) 現在試験場は本場が一ヵ所で、支場が六ヵ所、分場が五ヵ所ございます。試験場の方では、主として育種の関係で申し上げますと、育種の方法論とかそういった面を重視し、その研究をいたしております。今まで新たに設けようとする育種場においては、むしろ実際に苗を作つて、そしてそれを供給するという事業をやらんとするものであります。従つて、農業の方で申しますと、原々種林木育種場を今度新たに設立いたします林木署、それから県にそこで作った原々種を流しまして、そこで今度は原種園で苗を作りまして、さらにそれを造林する人、あるいは苗木業者といふようないわゆるなものに配布する、こういう仕組みを考えているわけであります。

○八木幸吉君 私もなるだけ簡単に伺いますから、要点だけ御返事いただければいいのですが、林業試験場支場六カ所はどこどことどこにありますか。

○説明員(戸嶋芳雄君) 北海道、青森、秋田、岡山、熊本、京都、それなりでござります。

○説明員（戸嶋芳雄君） 先ほど申しましたように、試験場自身では、育種の方法の研究ということがつながります。しかししながら、今度の育種場の問題は、造林事業に必要な国有林なり、民有林の一般的の事業の用に供するものを見実に育てて配布するということになりますので、相当の面積を要します。大体二十町歩余を考えておりますが、従って、そいつた適当な場所が得られないということ、それからなお、育種の事業については気候条件も考えまして、おのおの気候条件によって、大体五つの気候条件をひとしくするブロックを考えまして、そしてそこの気候条件に合った品種を育てて参考の行き方であります。

かるということになったわけでありましたが、従来の北海道の林業経営に対する方針は、いわゆる人工植栽による造林というものが非常におくれておりました。むしろ消極的に取り扱つておきました。そこでそういう技術が、北海道に在来からいる職員については相当おくれていて、しかも、今度は北海道自身が、相当重要な木材資源の供給場所にしなければいけないという計画を所持つておりますので、そこでその需要に応ずるためにも、そういうた職員の養成を急速にはからなくちやいなければなりません。しかし、なかなか内地の職員を交流いたしましてそこに持つていいとすることも相当困難でありますので、まず現在いる職員、北海道に在勤する職員の技術の向上等をはかつて、いきなり、こういう趣旨であります。

私その後どうなったかしらと思いまして、実は私奈良に参りました。そうしてあの正倉院の近くの道路その他をしきいに視察をして参りましたのですが、あの正倉院の北側とそれから西側の道路の舗装、御承知の通り会社が厳重にやるとしばしばお約束になつておる道路が、かなり荒廃をいたしております。あれの北側の方は、両側はなはだしところは間あまりもう普通の土が出ております。少いところでも四尺くらい出でていて、砂塵がもうもうと相変わらず立っております。それから西側の方はもつと激しくて、ほとんど半分といります。少くとも四割くらいは舗装がどれであります。そこで、私委員長申し上げたいのは、各地方に御注意になるのは非常にけつこうですけれども、国会ではしばしば問題になつておるあそこにはつたいのが、あのうなことではお手並み拝見と言いたいような形なんで、一々嚴重にあれを舗装するように、奈良県当局を通すのか、手続のことはよく私知りませんが、舗装するようによつおつしゃつていただきたい。ことに、この前私も私ここで、その書類がどこへいったかわからぬというようなことを、たしか岡田事務局長がおつしゃつたように思うのですけれども、あの会社から出ている舗装の約束は、栗石の上に五センチのコンクリートであります。これは秋どこから手に入れたのです。これは秋どこから手に入れたのか忘れちゃつたのですけれども、正倉院の事務所にもコピーがありまして、これは会社が文化財保護委に出したものが、さらに宮内庁当局から私の方に来たのじやないかと思うのですが、あ

の約束通りさつぱりできておらぬのを黙つておられるのは、私どうも心外でならんのですがね。どうぞ一つ即刻大通りに参りましたときには、自動車の交通量も年に三万台だったのですが、ライプ・ウェイの自動車交通量の調べ昨年の二月からことしの一月までのドライバーが五千三百五十四台、トラックが五万五百四十四台、つまりバスやトラックでさえ、年間二万台の舗装がこわれておる道路の上を走つて砂塵をもうもうと立てて、そして東京国立文化財研究所保存科学部作成の資料「空気汚染の美術品に及ぼす影響」には、あの道路の砂塵が正倉院の御物に悪影響を与えているといふことをはつきり報告しているわけですから、内閣委員会の決議の趣旨もございまして、もう少しあれの保存に対しると思うし、われわれとしても現状を見ると、御老体をここに御出席をわざわざして一言申し上げたいということにならざるを得ないので、一つ善処を要望したいと思います。

○政府委員(河井彌八君)　八木委員の御注意は非常に適切な御意見であると申せんが、内閣委員会においては、その御決議を得たのであります。そこで、この御決議を待つまでもなく、あの道路の許可をいたしましたが、内閣委員会において決議をされたのであります。それで、この御決議を待つまでもなく、あの道路の許可をいたしましたが、内閣委員会において決議をされましたが、文化財保護委員会の事務所にもコピーがありまして、これが会社が文化財保護委員会に出したものが、さらに宮内庁当局から私の方に来たのじやないかと思うのですが、あ

の舗装の道路、しかもはなはだ不完全というようなものに対しましては、常に修理を怠ることのないようにという条件を付してまでやつておるのであります。自來、委員会といたしましては、奈良の教育長及び県の教育長、あるいはその文化財の課長などの来るたびに、それからまた、こちらからもすいぶんいろいろな機会におきまして奈良に出張いたしますたびごとにこの問題はむしろ神経過敏になるぐらいにやかましく申しております。私なども、昨年の十月でありますか、ほかの用事で参りましたけれども、やはりあの場所を特に見回りまして、そして、これでいけないということで、ずいぶん厳重な忠告をいたしております。しかし、何と申しましても、ただいま八大委員のおっしゃられましたように、このままこれまで安閑としておるわけにはいきませんからして、もちろん厳重にこのことは忠告をして、そうしてすみやかにその舗装のできまするように努めたい、こういうことをはつきり申し上げておきます。

○八木幸吉君　昭和三十年の四月の五日だと思いますが、日本肥鉄土開発株式会社の社長から、文化財保護委員長に誓約書が入つております。その誓約書には、正倉院宝物を自動車の通行による塵埃等から防除するための舗装を別紙の通り施工し、と、これは昭和三十年の四月にこういう一札が入つております。そしてその別紙というのはここに私、持っていますが、新若草山下の塵埃等から防除するための舗装をライプ・ウェイ舗装計画図といふものがあるとある。これは、着工期日が三十年十一月下旬、工法は瀝青乳剤浸透マガダム、延長は、第一次がメートル、第二次が百五十メートル、第三次が百五十メートル、工事予算が、第一次が三十六万円、第二次が五十四万円、第三次が五十四万円、こういう

の舗装の道路、しかもはなはだ不完全というようなものに対しましては、常に修理を怠ることのないようにという条件を付してまでやつておるのであります。そこで、その御指摘の点でありますと、三十一年のとおりであります。それは、具体的にどういうことですか。行政措置があるか、それを私伺つておきたい。

○政府委員(河井彌八君)　こちらの命令がどうしても聞き入れられない場合におきましては、やはり文化財保護の立場から厳重な処置をとります。そのことを申し上げます。

○八木幸吉君　その厳重な処置というのは、具体的にどういうことですか。法律に規定してあります罰則の適用までいかなければならぬと考えます。

○政府委員(岡田孝平君)　それからもう一つは、観光道路から横にゴルフ場への道ができております。あれは不許可になつておるという話でありますけれども、現在自動車が通つておりますが、あの事実は御承知ですか。

先ほどの正倉院の北側西側の道路の舗装の問題でございますが、これは何回にも分けて実施いたしております。第一回は三十年の九月、北側百二十メートル、第二回は三十一年八月、北側百メートル、第三回は三十二年六月、北側残りと、西側の一部約百二十メートル、第四回は西側残り百十メートルとして、合計六百五十メートルの舗装はいたしておりますが、お話しの通り、これは不完全でございまして、ときどきこれはいたみますので、いたみますた際には、せひ補修をいたしますようになりますが、先ほど委員長の御答弁の通り、嚴重に一つなおその点を督励いたします、かように考えております。

それからただいまのあの御質問の大東善治なるものが、一部跡の指定地域内に通路を設けたというのですですが、これは実は、正倉院のわきの観光道路を全面的に再検討いたしましたが、この間の被害として、そうして、途中の山の裏のところからずっと北側に柳生街道の方に抜けた新しい路線を作つて、そうするならばこの正倉院に対するほこりの被害の問題は、根本的に解決するだらうということで、昨年来、奈良市、奈良県、奈良教育委員会、県教育委員会、それから建設省、宮内庁、私どもといふふうに関係者が寄り合いまして、熱い会合をいたしまして、せひその新しい路線を設けまして、これを都市計画道路の路線にいたしまして、そうしてこの問題を根本的に解決しよう。今申し上げました大東なるもののホテルに至

ります通路の問題は、根本的な解決の問題と非常に関連いたしておりますので、あわせてその問題と一緒にして解決いたしたい、かようなことで、いま決意いたしました。先ほど申し上げました関係者の会議が非常に熱心を持たれまして、特に宮内庁側で、正倉院擁護という見地から、ぜひこの根本的な路線を新たに作るということで解決したならば、これによつてこの問題がすっかりなくなるであろうということで、ただいまの段階では宮内庁側でいろいろな資料を取りそろえまして、たとえば道路の路線が一部廃止になつた、今までつけた道路が一部廃道になりましたその場合の肥鉄会社に対する措置はどうするかといふような点につきまして、宮内庁側でいろいろな資料を取りそろえております。その資料ができましたならば、さらに関係者の会議を進めましてできるだけスムーカにこの問題は解決したい、ただしよとおくれておりますけれども、その問題の解決と合せまして今の大東なんかの問題を解決したい、かように考へておる次第でござります。

のだ、それがこれでいる。だからそれで直せと、いうことは嚴重に示達しておる、ところが、八木委員は現地をこちらになって、ほとんどもう舗装の格好もない、こういうような状況である。正倉院の御物の被者は日々進んでおる。御当局の話を聞くというと、まあ別な計画があるから、その計画が達成されば、その問題は解決するから、その別の道路計画に宮内庁が中心になつてきわめて熱心にやっておる。道路を直せということは嚴重に警戒しておる、これじゃ話にならんですよ。これはもう全くそれはだれよりも最も熱心にあなたのところの委員会としては、正倉院の御物は、日本のみなならず世界にかけがえのない宝であるところのあの御物の保護ということについては、これは格段なる御注意をなさつておる、熱心にそのほか日々々、八木委員の指摘されるような被害をこうおりつある、というのに、嚴重な警告を発しておる、熱心にそのほかの方法を考えておると、ということでは被害の進行、被害が重ねられるということについて、何らの措置ではないと思う。それで、いものかまればそれは話がつくまで被害が、どんなほどござりが立とうとも仕方がない、ということを思ふ。敵軍に警告はしていらっしゃるかも知れぬけれども、警告を聞いてないことは事実ですね。だから八木委員は今どうするんだ、ということを聞いていらっしゃる。今までたびたび河井委員長のお話では、奈良県当局でしばしば当局の留意を促すようなその他にもしほしほしておられる、やつておられるけれども、これはもうこの問題について八木委員がこの委員

発言をされたことは、私たちもたびたび聞いておるのであります。状況はいつもよくなつておらん。これは重大なことですよ。権限がなければないといふことをはつきりおっしゃつて下さい。あるなら、はつきり、いつしかまでにどうするということをはつきりしていただきたい。私はもうこうう段階になつてきて、ただこういう委員会に呼ばれたならば、嚴重に注意いたしますとか、そういうことを繰り返しておられ、八木委員の心配しておられる正倉院の御物の保護というものは一つもされておらんということです。そういうことを繰り返すことはやめて、委員会当局のはつきりした決意をお聞かせ願いたい。それはその道路ができるというようなことは将来あるかもしれません、将来のことです。できたらそんなことは問題なくなるけれども、今論議されてることは、できるまで現在の被書をどうするか、答弁になつておらん。私はかように考えますのが、一つその点についての委員会側の御所見をお聞かせ願いたい。

これを奨励いたしまして条件の履行を追つたのであります。今、八木委員地に参りまして、そしてその表情を見まして、これではいかんということがあります。以上は、これに対しましてすでに条件において示しております通りのつまり罰則の適用なり、何なります。そこでやはり厳重に警告はいたしましたが、しかしそれでもなお今後ただいま八木委員の御指摘になるがごときことがあります。すべてこれを即座に実行しよう。こう考えております。

すが、結局新路線は六千万円で国が四千万円、地元が二千万円、柳生街道の方へ抜けるのです。この前内閣委員会で決議をしたときに路線の変更ということをつけ加えておいた。それは柳生街道をこつちとしては意味している。ところがそのときの委員長の答弁は、これは速記録にも載っていますけれども、路線の変更等をぜひやれという趣旨でないと考へておられるという御発言がありました。私は非常に不満だったけれども、実は黙っておりましたが、その路線変更が現実に出てきた。出てきたけれども予算は國の方で四千万円取つたからいいと思うのですけれども、それは来年度だ。その路線の変更まで許可のないところに自動車が走っているのに黙つて見ていると言つた

○政府委員(河井彌八君) 重ねて申します。今のどうう手段をとるといふことは、私が自由に決定いたしましたからおまかせ願います。しかしながら、すでに八木委員の言われたように話にならんと思うのです。それから実は私は昨年の十月にあの大東という者の経営しております宿屋のようなものとこれをやはりよく見ました。そしてそれはすでに許可されおり申しあげておきます。

それから実は私は昨年の十月にあの大東という者の経営しております宿屋に向つて道を開いて、その道を開くであ

ろうということが奈良県から通知があつた、知らせがあつた。それでそれを二つと見ては意味している。ところがそのときの委員長の答弁は、これもまた絶対にいけないのだと考へておられた。それは柳生街道を二つともおそれ指定してあります大切な名勝地区であります。しかしながら、そういうものをやつておいた。それが、それがどちらなおそれかといふと、それはゴルフ場、ゴルフ場といつても、何か練習場かなんかのようであります。しかししながら、やは

り何といいますかしりませんが、県の当局が許可したとかなんとかいうようなことを、その当時からはつきり言つてあります。しかししながら、やは

ります。私が行つたときにはゴルフ場は使つておりません。今日でも使つておらないというような報告を最近まで私は聞いております。そしてそれを

○政府委員(河井彌八君) 重ねて申します。今のどうう手段をとるといふことは、私が自由に決定いたしましたからおまかせ願います。しかし、ホーテルの入口だけはどうも使つた形跡がある。私が行つたときにその形跡があつた。だからこれはいかないといふことをはつきり私は申し渡して、そしてそれをさしとめるといふことをいたしました。そうでなければ、かなんかであれば、何も史跡の中に特徴があつたのでは御許可になつたようですが、あれは御許可になつたようになります。私が行つたときにはゴルフ場は使つておりません。今日でも使つておらないというような報告を最近まで私は聞いております。そしてそれを

○政府委員(岡田孝平君) 平城宮跡に個人が自分の所有地に家を建てるといふ問題が三軒お話しのようにございまして、これにつきましては、すいぶん慎重に文化財専門審議会でも議論を重ねたのでござりますが、まずそれを許可、不許可処分するに先立つて、その土地を発掘調査いたしまして、どうい

う遺跡があるかということを調べて、その後にこれを決定しよう、こういうことになつておりまして、ますますその発掘調査をいたしましたのでござりますが、その結果は、わずかの部分でござります。

○ハ木幸吉君 私はゴルフ場を実際やっておるかどうか知りませんが、観光道路が史跡の中を、大きな道がついであります。その道はおそれなことは事実です。その道はおそれなことにはなつておると思うのであります。史跡の原状変更の許可が出ておら

</div

は日本人のくせかもしまれませんが、学校の先生が修学旅行に連れていくてそして子供——先生まで落書きをするがごとき事態もござります。それから大書は建物等と二つてあります。ある

ます。まず、最初に横川委員から要要求されました資料について、政府委員から発言を認められております。これを許します。

実はこれは三十年に立てました第一次漁港整備計画を三十三年から三十七年までの間に完成したい、こういうふうな目標を立てた次第であるのであります。

を実態に合すように修正いたしまする
とともに、全体の漁港二千六百八十分の
中で整備計画に取り上げておりません
その他のものにつきましても、やはり
ある種の問題がござりまする。

○政府委員(奥原日出男君) 今年の漁港修築に關しまする予算が、今の三つの柱を全部申し上げますれば四十三億でござりますけれども、漁港修築だけの關係につきましては、

はいろいろな案内の標柱、境界の柱などを倒してみたり、実にとほうもない間違ったことをやつております。私はすでに昨年のいつでしたか全国の、ことに被害のはなはだしい京都奈良等員からお尋ねの三十四年度の林道計画でござりますが、民有林の林道計画をいたしましては、延長は千三百キロ、工事費にいたしまして四十五億七千六百万円、国庫補助金が二十一億九千三

の状況が、こう申し上げますと、漁港整備計画の全貌といたしまして現在六百四港、事業費として五百十五億、国費として三百四十五億、こういう計画を立てておる次第でござります。ところ

こういう準備にすでに着手しなければならぬ時期に相なつております。かように考えておる次第であります。
○伊藤謹道君 漁港法によつて指定されたものが二千六百八十ですか。

す。で、三十四年度以降の残が国費いたしまして三百四十五億、従って、これだけの数字では、なかなか完成のめどが立ちにくい次第でござりますが、幸いこゝたしまして好手音々と事業費が

の運賃を支払ふ事は何としませうか。通關手續費を五百円、それがから公目林業局處長五十キロ、上事費が六億一千万円、國庫補助金が三億一千二百万円、それから國有林が延長一千二百八十四キロ、上事費八十二億九千五百万円、このうち関

で、昭和二十四年度に残っておりますのものは、事業費をいたしまして三百七十億、国費をいたしまして二百四十五億、こういう状況にある次第でございます。そこで昭和二十四年度、

○政府委員(奥原日出男君) ござります。
○伊藤鶴道君 そのうち六百四港については、整備計画に基いて修築工事は進められておると、そういうことのよ

予算の上においては伸びております。その伸びを考慮いたしますれば、われわれが長期計画で考えております三十七年度には仕上げたいといふ目標には、かなり実現性が出てくる

う教育、それは学校のみならず一般の
関心を強く引き起すようなためには、
それぞれそのときにも感じまして、また
一般にもそういう何といいますか、通
じて、うとうとうとおもひます。

まする事務費は相当大幅に伸びた次第でございますが、しかし、それをもっていたしましても、昭和三十四年度末におけるまでの進捗率は、国費の支出に

と、あとの残りは一体どうということになるのか。
○政府委員(奥野日出男君) われわれの漁港に関する事業のうちで、柱

○伊藤顕道君　六百四港については大体わかりましたが、あとどの残りの二千五百余の分については次の計画があると

の保存に努めております。まだ十分ではありませんが、ありませんけれども、今日のような何といいますか、変な悪風がはやつておりまするときには、一そちこちを努力するよしとするよし、二に漁港整備計画を立てられて、そうして三十年にその一部を改正された、それから三十三年にはさらにも長期経済五年計画に即応するという建前から、五ヵ年の計画を立てておつしに、

います。しかしながら、私は漁港の計画は一つの計画が完全にでき上るのを待つまでもなく、その中間において不~~断~~に実態に合つた是正をしていかなければなりません。

は除外いたしまして、すなむち漁港修築と局部改良、それから海岸保全とします。この三つの柱がある次第でございまます。で、局部改良と申しますのは、漁港をよりよくするために、少しでも多く

○政府委員(奥原日出男君) 明年度か
でにこれを整備しようという御計画
が、もしお考えがきまつておれば承わ
りたいと思います。

ういうことで努力しておるつもりであります。
○理事(千葉義君) それではただいま松岡委員から提起されました正倉院の視察に関する問題につきましては、理事会もしくは委員会等で適当な機会に決定をしていただくことにいたしました。正倉院の御物保存に関する質疑は、以上をもって終了いたします。

○政府委員(奥原日出男君) 現在実行いたしております漁港整備計画は、昭和次へと変更されているわけです。まことに一貫性がないわけですが、そういうふうに一度立てられた計画が次から次へと変更されているわけです。また次へと変更されているわけです。またこのことで漁港の整備が果して期待できるものかどうか、この辺の点が非常に納得しかねるのですけれども、どういう事情であるか。

ります。と申し上げるのは、漁業の実態が四、五年の間は非常に變つて参るのでございまして、その実態に合せました漁港整備計画というものを立てる必要がある次第であるのであります。今回お願ひいたしております漁港部の設置も量的な事業量の拡充に応ずる部分もござりますけれども、むしろ質的に調査計画に関しまする業務を大

つきまして応急に防災的な工事をする、こうう必要に応じますものでございまして、これによりまして毎年整備計画外に取り上げるべきものを取り上げて実施をいたす次第でござります。明年度の予算といたしましても、この部分に関しましては、全体の伸びの中でも非常に重点を持ちました伸びを考慮いたした次第でございます。

○理事(千葉信君) それでは、先ほど
中斷いたしました農林省設置法及び水
産庁設置法に関する質疑を続行いたし
和三十年に立てました第二次漁港整備
計画であります。ただいま三十三年の
長期経済計画で漁港整備に関する計画
を立てたというお話しでござますが、

いに拡充して参りたい。これはすでに今日の段階におきまして、三十四年度から次の漁港整備計画、これはすでに取り上げておりますものの残りのもの

○伊藤謙道君　その六百四港の指定された分について、これはすでに修築工事が進められておるわけですが、大体完成するのはいつごろですか。

○伊藤錦道君　この漁港の整備ということについては、非常に大事な緊急を要することであって、これはまあ万人がこれを認めておると思うのですが、た

だ問題は、全額国庫でやるわけがないので、地元の負担という問題が起きてくるわけですね。また地区によっては水揚げの少いために漁民が生活自体に困窮しておる。そういう状態の中で生活費をさいて負担金を出さなければならぬ、そういうような事態も考へられるわけです。事実また、そういうことを一部聞いておりますが、そういうふうに考えておられますか。

○政府委員(奥原日出男君) 漁港整備計画におきましては、現在御承知の

とく漁港を一種から四種に分けておる

次第でございますが、たゞいま非常に

窮屈した。しかも負担率がなかなか出

しにくいというふうな実態にあります

のは第四種、離島及び交通僻地、こう

いう所であろうかと思うのであります。

そこで、これに関しましては国の負担率を特別に増大をいたしておる次

第でございまして、外郭工事に関する

箇所においては現在国が全額持つてお

ります。そこでは、これ最後にお聞きし

て、時間の関係で質問を終ります。

○政府委員(奥原日出男君) 現在の漁港整備計画のあるといふ前提のもとに

おきまして、その以外の局部改良を必

要とするその他の漁港につきましての

実態の調査をいたしまして、一応の計

画を持っておる次第でございます。

われわれとして今日緊急に局部改良を必

要としたしまして、この地元負担の問題

で、これに関しましては地方債の問題

につきまして、不斷に自治庁と連絡を

とつておる次第でございます。今年

度、年度の途中で漁港についての地方

債がつかないというふうな問題があつ

つておる次第でございます。

○八木幸吉君 簡単に二点だけ伺いま

す。その一点は、漁政課の人員が四十

七名、それから魚船課が五十九名と

ころが今度昇格しようという漁港課は

が解決を見、明年度以降の問題といつても、漁港についても地方債をしましても、漁港についても地方債を留保する、こういう話し合いに相手になっておる次第でございます。水産部改良事業とは別に、先ほどあつたと思いますが、三十五億九千円と聞いておりますが、この三十四年度の整備計画については、先ほどあつたと思ひます、この局部分改修事業といふものが並行して行なつておるよう聞いておりますが、この三十四年度の整備計画については、どこの局部分改修事業予算については、どのくらいの割になつておりますか。

○伊藤頸道君 この整備計画とは別に

われておるよう聞いておりますが、この

三十四年度の整備計画については、ど

うふうに考えておられますか。

○政府委員(奥原日出男君) 漁港整備

計画におきましては、現在御承知の

とく漁港を一種から四種に分けておる

次第でございますが、たゞいま非常に

窮屈した。しかも負担率がなかなか出

しにくいというふうな実態にあります

のは第四種、離島及び交通僻地、こう

いう所であろうかと思うのであります。

○伊藤頸道君 この局部改修事業です

おきましては、三億一千八百万円と増額

いたします次第でございます。大体六

〇政府委員(奥原日出男君) 三十三年

度予算におきましては、二億円であった

のでございますが、三十四年度予算に

おきましては三億一千八百万円と増額

いたします次第でございます。大体六

〇伊藤頸道君 この局部改修事業です

おきましては、三億一千八百万円と増額

いたします次第でございます。大体六

〇政府委員(奥原日出男君) 三十三年

度予算においては、わかつたのです

が、それで大体どのくらいの数を当て

ておきまして、これを最後にお聞きし

ます。

○伊藤頸道君 この局部改修事業です

おきましては、三億一千八百万円と増額

いたします次第でございます。大体六

〇伊藤頸道君 この局部改修事業です

おきましては、三億一千八百万円と増

論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。……別に御發言もなければ、これまでより直ちに採決に入ります。

農林省設置法の一部を改正する法律案、水産庁設置法の一部を改正する法律案、いずれも内閣提出（衆議院送付）兩案全部を問題に供します。両案を原案通り可決することに賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○理事（千葉信君） 多数と認めます。

よって農林省設置法の一部を改正する法律案及び水産庁設置法の一部を改正する法律案は、いずれも多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する審査報告書の作成につきましては、慣例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○理事（千葉信君） 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○理事（千葉信君） 次に、衆議院送付にかかる科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について、提案理由の説明を求めます。

○国務大臣（高崎達之助君） ただいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につき、御説明申し上げます。科学技術庁は、昭和三十一年五月に設置されて以来現在まで約二年有半を経過いたし、その間科学技術の振興をはかり国民経済の発展に寄与するため、諸般の施策を推進して参つたのであります。従來の機構が、科学技術に関する基本的かつ総合的な政策の企画・立案及び推進に關すること、関係行政機関の総合調整に關すること、各科

門の科学技術に關する経費等の見積りにかかる事務といたしておるのと等をその所掌事務といつておるのとあります。従来ともすれば実務的な調整事務に労力がされ、基本的政策の企画立正する法律案について、提案理由の説明を求めて、さよう取り計らいます。

以下本法案につき、その概略を御説明申し上げます。改正の第一点は、從来の企画調整局及び調査普及局を廃止し、これにかえて計画局及び振興局を設けることとあります。現在企画調整局は、科学技術に關する基本的な政策の企画・立案及び推進に關すること、関係行政機関の総合調整に關すること、各科門の科学技術に關する事務の方針の調整に關すること等をその所掌事務といたしておるのとあります。改めて、従来ともすれば実務的な調整事務に労力がされ、基本的政策の企画立正する法律案について、提案理由の説明を求めて、さよう取り計らいます。

以下本法案につき、その概略を御説明申し上げます。改正の第一点は、從来の企画調整局及び調査普及局を廃止し、これにかえて計画局及び振興局を設けることとあります。現在企画調整局は、科学技術に關する基本的な政策の企画立正する法律案について、提案理由の説明を求めて、さよう取り計らいます。

以下本法案につき、その概略を御説明申し上げます。改正の第一点は、從来の企画調整局及び調査普及局を廃止し、これにかえて計画局及び振興局を設けることとあります。現在企画調整局は、科学技術に關する基本的な政策の企画立正する法律案について、提案理由の説明を求めて、さよう取り計らいます。

ここに科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を提案する次第であります。以下本法案につき、その概略を御説明申し上げます。改正の第一点は、從来の企画調整局及び調査普及局を廃止し、これにかえて計画局及び振興局を設けることとあります。現在企画調整局は、科学技術に關する基本的な政策の企画立正する法律案について、提案理由の説明を求めて、さよう取り計らいます。

以下本法案につき、その概略を御説明申し上げます。改正の第一点は、從来の企画調整局及び調査普及局を廃止し、これにかえて計画局及び振興局を設けることとあります。現在企画調整局は、科学技術に關する基本的な政策の企画立正する法律案について、提案理由の説明を求めて、さよう取り計らいます。

右に述べました要請にこたえ得る機構も十分とは考えられないで、これもまた、あわせて科学技術公議の発足後、同会議の円滑にしてかつ効果的な運営に資するため、またこれに加えて現在ますます複雑膨大をきわめつある原子力行政に対処するため現機構の改組する必要がありますので、

ここに科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を提案する次第であります。以下本法案につき、その概略を御説明申し上げます。改正の第一点は、從来の企画調整局及び調査普及局を廃止し、これにかえて計画局及び振興局を設けることとあります。現在企画調整局は、科学技術に關する基本的な政策の企画立正する法律案について、提案理由の説明を求めて、さよう取り計らいます。

右に述べました要請にこたえ得る機構も十分とは考えられないで、これもまた、あわせて科学技術公議の発足後、同会議の円滑にしてかつ効果的な運営に資するため、またこれに加えて現在ますます複雑膨大をきわめつある原子力行政に対処するため現機構の改組する必要がありますので、

ここに科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を提案する次第であります。以下本法案につき、その概略を御説明申し上げます。改正の第一点は、從来の企画調整局及び調査普及局を廃止し、これにかえて計画局及び振興局を設けることとあります。現在企画調整局は、科学技術に關する基本的な政策の企画立正する法律案について、提案理由の説明を求めて、さよう取り計らいます。

右に述べました要請にこたえ得る機構も十分とは考えられないで、これもまた、あわせて科学技術公議の発足後、同会議の円滑にしてかつ効果的な運営に資するため、またこれに加えて現在ますます複雑膨大をきわめつある原子力行政に対処するため現機構の改組する必要がありますので、

ここに科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を提案する次第であります。以下本法案につき、その概略を御説明申し上げます。改正の第一点は、從来の企画調整局及び調査普及局を廃止し、これにかえて計画局及び振興局を設けることとあります。現在企画調整局は、科学技術に關する基本的な政策の企画立正する法律案について、提案理由の説明を求めて、さよう取り計らいます。

右に述べました要請にこたえ得る機構も十分とは考えられないで、これもまた、あわせて科学技術公議の発足後、同会議の円滑にしてかつ効果的な運営に資するため、またこれに加えて現在ますます複雑膨大をきわめつある原子力行政に対処するため現機構の改組する必要がありますので、

ここに科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を提案する次第であります。以下本法案につき、その概略を御説明申し上げます。改正の第一点は、從来の企画調整局及び調査普及局を廃止し、これにかえて計画局及び振興局を設けることとあります。現在企画調整局は、科学技術に關する基本的な政策の企画立正する法律案について、提案理由の説明を求めて、さよう取り計らいます。

右に述べました要請にこたえ得る機構も十分とは考えられないで、これもまた、あわせて科学技術公議の発足後、同会議の円滑にしてかつ効果的な運営に資するため、またこれに加えて現在ますます複雑膨大をきわめつある原子力行政に対処するため現機構の改組する必要がありますので、

属病院だとかいうものからいたしますと、実に所属人員は六万になりますが、これらの人事の問題あるいは一千七百億にも上ります予算で申しますと、この予算是文部省が自身で使います予算よりは、配分する素通りの予算の方が多い実態は御承知の通りであります。従いまして文部省の場合であります。次官が統括すればいいじゃないか、こういうことはごもっともだと思いますけれども、これは内部調整をやります管理調整の面から申しますと、私は文部省が今日まで官房長のなかたでありますとして、ぜひこの際官房長に次官の補佐役として内部調整の仕事を担当させる地位を一つお認めいただきたい、こういうお願ひでござります。

いうことが一説には言われると思うの
ですが、しかし、実際上事務増に伴つて
官房の事務関係の定数というのかふえて
きて、そしてふえてきた事務が整理され
て、そうしてその決裁を受けると
いうことならば、私はその官房長がで
きたことによってかえって繁雑にな
る、こういうふうになるので、事實上は
は官房の人員をふやして官房のふえた事
務に適合した人員配置を行う、
こういうことで済むのではないか、私
は提案の理由からいくとこういうふう
になると思うのであります、提案は
また別個に何か意図するものがあるの
ではないか、しかも、それはあまりよ
くない問題、ないしは一つのポストをも
やして幾らかでも頭の方をすかしてお
こうというような考え方、あるいは官
務対策というようなものが主眼になる
のではないかと思うのですが、その点
はどうでしょう、率直に一つお答えを
いたいと思います。

廣がりから考えますと、内部調整をやります官房長というものは、どうしても必要である。こういう観点で実はお願ひを申し上げておるのであります。全然お話しのよくな問題がないということは申し上げませんけれども、それが主ではないということを一つ御了承願いたいと思います。

○横川正市君 今のおかれらいくと、事務上は繁雑になるということだけだと私は考えるわけですよ、これは官房関係の事務があふえたというなら、これは定員の配置でまかなうべき性質のもので、一つ官房長のいすがふえたから仕事の量がスムーズにはけるというようになります。これが、その部局がたくさんありますからもう一つは、官房を置いて各省の取りまとめをするのと、それからただ文部省には部局がたくさんありますのが、その部局の取りまとめといふのは、省議、局議、この二つの機関でできめられて、あとは大臣決裁と、こういうことになるわけですね。その事務所掌関係はそうすると一つだけ官房長のところで予備的に取りまとめを行なつて、これは局議やったものを官房長のところに持ってきて、官房長できましたものを今度省議へ持つて、省議できましたものを今度大臣決裁と、こういうふうに事務の処理の仕方からすればなるわけです。ですから取扱いまとめは単なる取りまとめをする機関として必要なでございます。といふことは、私はそれだけ事務処理が複雑、繁雑になるだけで実際にはあまり置く必要はない。もし置く必要があるとすれば、ねらいがあるとすれば、これは労務管理の問題とかなんとかで、官房長のところで一切それを局長と同

格の一つのポストを作つておいて、同時に補足いたしましてお答えをいたしました。提案理由に申し上げましたように、官房長の設置の理由をいたしまして、各局間のいろいろな企画調整ということと、それから第二が官房の本来所掌しております事務の能率的な運営とこの二点でございます。後者につきましては、先ほど先生のおっしゃいましたように、一々事務次官の段階まで持つていかないで、しかしながら官房の、文部省でございますれば、会計なり、人事参事官だけで専決してしまわないので、その両者の調整をして、あるものは官房長限りで処理をして事務の能率的な運営をはかる、こういうものがかなりあるのでござります。で、御承知のように、国立大学の人事並びに会計等に関する運営というものは、実は相当任務次官のところへ上げないで、官房長が人事、会計の両者を調節して、ある大な量でございまして、これを一々事務次官のところへ上げないで、官房長が人事、会計の両者を調節して、ある段階のものはすみやかに処理していくこととが必要でございます。それから各局間の調整につきましては、その基本的な大綱等は、お説のよう、省議あるいは大臣等の決定に待つわけですがござりますけれども、先ほど申し上げましたように、最近における科学技術の教育の問題における社会教育、あるいは学校教育といふものとの調整をし

参りました。それならばその調整をしやすいうように、局団体の改編をしたらいいじゃないかという御意見があるかと思いますけれども、「これは学校教育あるいは社会教育、あるいは初等、中等あるいは大学、高等教育というものを、これを一つにまとめるることは從来の運営の実際から見て、機構として非常に困難なことでござります。そういう意味におきまして、二つのねらいで官房長を設置をいたしたい、かようになります。

○横川正市君 そうすると、部局を担当される局長と官房長との職階上の順位は、どういうふうになるのですか。

○政府委員(齋藤正君) 級別等級の取扱い等は、局長と同格でございます。

○横川正市君 僕は、たとえば大官房制をとつて、そして書類決裁が次官の手をわざわざしないで官房長の手で相当程度の書類決裁がとれると、そしてその官房長の所掌の中に、まあ級別等級からいければ同格であつても、いわば局長から官房へ行く、官房から次官へという一つの人事の系列というものがおのずと出てくる。そしてそういうことから、事務が実際上はその次官のところへ全部行かないで、相當繁雑な仕事であつても、官房長限りで結束がつくのだと、こういうふうに考えられる場合と、それからもう一つは、形態からいへば、事務次官から、政務次官はうして行政上の業務は、これは局が大体その主体になつてゐる。あとは人、事、文書、それから主計、その他官房に屬してそれぞれ局との連繫でもつて

の対象とするよう格段の考慮をせら
れたいとの請願。

第一〇五二号 昭和三十四年二月二
十三日受理

高学歴教員の俸給是正に関する請願
請願者 秋田県山本郡琴丘町立上岩川小学校内 石井節蔵

紹介議員 鈴木壽君

立上岩川小学校内 石井節蔵

紹介議員 鈴木壽君

立上岩川小学校内 石井節蔵

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一〇六八号 昭和三十四年二月二
十四日受理

高学歴教員の俸給是正に関する請願
請願者 秋田県平鹿郡十文字町植田中学校内 熊谷正次

紹介議員 鈴木壽君

秋田県平鹿郡十文字町植田中学校内 熊谷正次

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一〇九二号 昭和三十四年二月二
十五日受理

高学歴教員の俸給是正に関する請願
請願者 秋田県大館市市立雪沢中学校内 山田勇

紹介議員 千葉信君

秋田県大館市市立雪沢中学校内 山田勇

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一〇九三号 昭和三十四年二月二
十五日受理

高学歴教員の俸給是正に関する請願
請願者 秋田県由利郡矢島町立矢島小学校内 佐藤金一郎外二名

紹介議員 鈴木壽君

秋田県由利郡矢島町立矢島小学校内 佐藤金一郎外二名

高学歴教員の俸給是正に関する請願
(三通)

恩給改訂に関する請願
請願者 大阪市生野区東桃谷町四ノ三二四 塙寿一外千四十六名

紹介議員 中山福藏君

大阪市生野区東桃谷町四ノ三二四 塙寿一外千四十六名

紹介議員 鈴木壽君

大阪市生野区東桃谷町四ノ三二四 塙寿一外千四十六名

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二七号 昭和三十四年二月二
十六日受理

高学歴教員の俸給是正に関する請願
請願者 秋田県由利郡鳥海村忠三郎外二名

紹介議員 鈴木壽君

秋田県由利郡鳥海村忠三郎外二名

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一〇二〇号 昭和三十四年二月二
十一日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 埼玉県秩父市大字大宮浅見鶴藏外千七十

紹介議員 五名

埼玉県秩父市大字大宮浅見鶴藏外千七十

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一〇四三号 昭和三十四年二月二
十三日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市大字箱田五九二富沢茂重外九百三十二名

紹介議員 天田勝正君

埼玉県熊谷市大字箱田五九二富沢茂重外九百三十二名

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一〇五三号 昭和三十四年二月二
十四日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 埼玉県春日部市大字柏壁六、三五〇坂巻徹郎外千二百五十九名

紹介議員 上原正吉君

埼玉県春日部市大字柏壁六、三五〇坂巻徹郎外千二百五十九名

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一〇六四号 昭和三十四年二月二
十四日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 東京都葛飾区高砂可四八掛川常五郎外二千九百二十八名

紹介議員 島清君

東京都葛飾区高砂可四八掛川常五郎外二千九百二十八名

恩給改訂に関する請願
(三通)

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一〇三四号 昭和三十四年二月二
十三日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 埼玉県安積郡富久山町外千三百十六名

紹介議員 大沢雄一君

埼玉県安積郡富久山町外千三百十六名

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一一〇号 昭和三十四年二月二
十六日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 大阪府高槻市富田町二、七九〇島田義章外千三十七名

紹介議員 大川光三君

大阪府高槻市富田町二、七九〇島田義章外千三十七名

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二一〇号 昭和三十四年二月二
十三日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 兵庫県宍粟市能登立八代中学校内

紹介議員 宗一外十六名

兵庫県宍粟市能登立八代中学校内

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二二号 昭和三十四年二月二
十三日受理

兵庫県日高町旧八代村の寒冷地手当に
関する請願
請願者 兵庫県城崎郡日高町立八代中学校内

紹介議員 松澤兼人君

兵庫県日高町旧八代村の寒冷地手当に

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二四号 昭和三十四年二月二
十四日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 東京都新宿区信濃町三宗一外十六名

紹介議員 森守義君

東京都新宿区信濃町三宗一外十六名

国家公務員共済組合法等の一部を改正
する法律案の一部修正に関する請願
請願者 東京都新宿区信濃町三宗一外十六名

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一〇五四号 昭和三十四年二月二
十五日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 兵庫県宍粟町等の寒冷地手当に
關する請願
請願者 長仲山茂義外三名

紹介議員 成田一郎君

兵庫県宍粟町等の寒冷地手当に
關する請願
請願者 福島県安積郡富久山町大字久保田字上野六

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一〇八〇号 昭和三十四年二月二
十五日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 福島県安積郡富久山町大字久保田字上野六

紹介議員 野本品吉君

福島県安積郡富久山町大字久保田字上野六

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二一〇号 昭和三十四年二月二
十六日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 兵庫県宍粟町等の寒冷地手当に
關する請願
請願者 長仲山茂義外三名

紹介議員 成田一郎君

兵庫県宍粟町等の寒冷地手当に
關する請願
請願者 福島県安積郡富久山町大字久保田字上野六

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二二号 昭和三十四年二月二
十三日受理

兵庫県日高町旧八代村の寒冷地手当に
關する請願
請願者 兵庫県城崎郡日高町立八代中学校内

紹介議員 松澤兼人君

兵庫県日高町旧八代村の寒冷地手当に

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二四号 昭和三十四年二月二
十四日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 東京都葛飾区高砂可四八掛川常五郎外二千九百二十八名

紹介議員 島清君

東京都葛飾区高砂可四八掛川常五郎外二千九百二十八名

恩給改訂に関する請願
(三通)

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一〇三四号 昭和三十四年二月二
十三日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 兵庫県美方郡浜坂町長仲山茂義外三名

紹介議員 成田一郎君

兵庫県美方郡浜坂町長仲山茂義外三名

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一〇八〇号 昭和三十四年二月二
十五日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 福島県安積郡富久山町大字久保田字上野六

紹介議員 野本品吉君

福島県安積郡富久山町大字久保田字上野六

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二一〇号 昭和三十四年二月二
十六日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 兵庫県宍粟町等の寒冷地手当に
關する請願
請願者 長仲山茂義外三名

紹介議員 成田一郎君

兵庫県宍粟町等の寒冷地手当に
關する請願
請願者 福島県安積郡富久山町大字久保田字上野六

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二二号 昭和三十四年二月二
十三日受理

兵庫県日高町旧八代村の寒冷地手当に
關する請願
請願者 兵庫県城崎郡日高町立八代中学校内

紹介議員 松澤兼人君

兵庫県日高町旧八代村の寒冷地手当に

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二四号 昭和三十四年二月二
十四日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 東京都葛飾区高砂可四八掛川常五郎外二千九百二十八名

紹介議員 島清君

東京都葛飾区高砂可四八掛川常五郎外二千九百二十八名

恩給改訂に関する請願
(三通)

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二一〇号 昭和三十四年二月二
十六日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 兵庫県美方郡浜坂町長仲山茂義外三名

紹介議員 成田一郎君

兵庫県美方郡浜坂町長仲山茂義外三名

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二二号 昭和三十四年二月二
十三日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 福島県安積郡富久山町大字久保田字上野六

紹介議員 野本品吉君

福島県安積郡富久山町大字久保田字上野六

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二四号 昭和三十四年二月二
十四日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 東京都葛飾区高砂可四八掛川常五郎外二千九百二十八名

紹介議員 島清君

東京都葛飾区高砂可四八掛川常五郎外二千九百二十八名

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二二号 昭和三十四年二月二
十三日受理

兵庫県日高町旧八代村の寒冷地手当に
關する請願
請願者 兵庫県城崎郡日高町立八代中学校内

紹介議員 松澤兼人君

兵庫県日高町旧八代村の寒冷地手当に

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二四号 昭和三十四年二月二
十四日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 東京都葛飾区高砂可四八掛川常五郎外二千九百二十八名

紹介議員 島清君

東京都葛飾区高砂可四八掛川常五郎外二千九百二十八名

恩給改訂に関する請願
(三通)

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二一〇号 昭和三十四年二月二
十六日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 兵庫県美方郡浜坂町長仲山茂義外三名

紹介議員 成田一郎君

兵庫県美方郡浜坂町長仲山茂義外三名

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二二号 昭和三十四年二月二
十三日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 福島県安積郡富久山町大字久保田字上野六

紹介議員 野本品吉君

福島県安積郡富久山町大字久保田字上野六

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二四号 昭和三十四年二月二
十四日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 東京都葛飾区高砂可四八掛川常五郎外二千九百二十八名

紹介議員 島清君

東京都葛飾区高砂可四八掛川常五郎外二千九百二十八名

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二二号 昭和三十四年二月二
十三日受理

兵庫県日高町旧八代村の寒冷地手当に
關する請願
請願者 兵庫県城崎郡日高町立八代中学校内

紹介議員 松澤兼人君

兵庫県日高町旧八代村の寒冷地手当に

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

第一一二四号 昭和三十四年二月二
十四日受理

恩給改訂に関する請願
請願者 東京都葛飾区高砂可四八掛川常五郎外二千九百二十八名

紹介議員 島清君

東京都葛飾区高砂可四八掛川常五郎外二千九百二十八名

この請願の趣旨は、第一〇一三号と同
じである。

においては最小限第六条第二項外十二箇所について是非修正せられたいとの
請願。

第一一〇八号 昭和三十四年二月二十六日受理

金し勅章年金復活に関する請願

請願者 福島県会津若松市栄町

三四八 田場川留作外
十二名

紹介議員 松平 勇雄君

現在、軍人恩給、傷病軍人国鉄無賃乗車証の復活さらに現症査定の恩典も実現しているときであるから、金し勅章年金についても徹底的に審議の上これが支給復活の措置を圖られたいとの請願。

第一一一一號 昭和三十四年二月二十六日受理

兵庫県閑宮町熊次地区の寒冷地手当等に関する請願

請願者 兵庫県養父郡閑宮町葛

畠菖蒲小学校内 三宅
賤男

紹介議員 松澤 兼人君

冬季における公務員の生活実態にかかるから、昭和二十四年法律第二百号第二条第一項の「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、支給率区分を五級地十割以下一級地を二割とする二割きざみの区分とせられたい。なお、公共企

業体職員並びに地方公務員に対しても本法律を適用するようこれを明文化せられた。また、兵庫県養父郡大屋町の寒冷地給を二級地とせられたいとの請願。

三月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、國務大臣の私企業への関与の制限に関する法律案（千葉信君外七名発議）

國務大臣の私企業等への関与の制

限に関する法律案

國務大臣の私企業等への関与の制

制限に関する法律案

内閣総理大臣その他の國務大臣で

ある者は、商業、工業、金融業その

他の営利を目的とする私企業（以下

「営利企業」という。）を営むことを目

的とする会社その他の団体の役員、

顧問、評議員その他これに準ずる職

務を兼ね、自ら営利企業を営み、又は

報酬を得て営利企業以外の事業を行

う団体の役員、顧問、評議員その他

十六日受理
兵庫県大屋町の寒冷地手当等に関する請願
兵庫県養父郡大屋町南
谷中学校内 飯野明晴
外八名

これに準ずる職を兼ねてはならぬ
い。
この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

第二一二号 昭和三十四年二月二

昭和三十四年三月十二日印刷

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

昭和三十四年三月十二日発行